

議案第127号

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る出資等に係る不要財産の納付
の認可について

令和7年6月30日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪市民
病院機構に係る出資等に係る不要財産の納付については、申請のとおり認可する。

令和7年9月18日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る出資等に係る不要財産の納付について認
可をするため、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により、この案を提出す
る次第である。

(別紙申請書)

大病財第7号

令和7年6月30日

大阪市長 横山 英幸 様

地方独立行政法人大阪市民病院機構

理事長 西 口 幸 雄

出資等に係る不要財産の納付について

地方独立行政法人法第42条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令第8条第1項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可を申請します。

1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

別表の①欄のとおり

2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくな

ったと認められる理由

大阪市立住之江診療所の移転に伴い、既存の施設が不要となるため

3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額

別表の②欄のとおり

- 4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

別表の③欄のとおり

- 5 現物による出資等団体への納付の予定時期

令和7年11月予定

- 6 その他必要な事項

なし

別表

①			②		③	
資産の種別等		地積又は 延べ面積 (㎡)	取得の日 における 帳簿価額 (円)	申請の日 における 帳簿価額 (円)	取得に係る 出資又は 支出の額 (円)	その他 その内容
土地		大阪市住之江区東加 賀屋1丁目9番3	1138.30	204,897,068	204,897,068	296,652 現物出資
建物	診療 所	大阪市住之江区東加 賀屋1丁目9番地3	434.90	106,988,605	82,983,353	106,988,605 支出(運営 費負担金)
計				311,885,673	287,880,421	107,285,257

(参考)

地方独立行政法人法 (抄)

(出資等に係る不要財産の納付等)

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(次項から第4項までにおいて「出資等団体」という。)に納付するものとする。

2-4 省 略

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 省 略